

まるで“うば捨山” 今からでも見直しを

後期高齢者医療制度② 受けられる医療は制限



※医療制限の内容は現在政府が検討している内容にもとづく予想です。

後期高齢者医療制度① 保険料はみんな天引き



※トモさんの年金が月14万5千円、保険料は所得割の保険料率8%、均等割を月1500円と計算し月約3000円の保険料という想定。年金は2カ月に1度振り込まれる。

みなさんご存知でしょうか。来年4月から75歳以上の方は国民健康保険などから強制的に切りはなして、都道府県単位に集められ、「後期高齢者医療保険制度」として新しい保険制度がスタートします。保険料はいくらか？今までとどうちがうのか？ほとんど知られていないと思います。

平均月 7200 円！

去る12日、この「後期高齢者医療保険制度」の研修をテーマに総務民生常任委員会が開かれ、担当となる福祉課よりくわしく説明。現在のところ滋賀県で平均月額7200円となる見込みであること、今扶養家族で健康保険料負担ゼロのお年寄りからも徴収されること、また、保険料の算定は本人の年金額だけで決まるのではなく、同居家族の所得も複雑に加算されることなどが明らかになりました。元厚労省局長の堤修三氏も、これは「うば捨て山」と痛烈に批判しています。

マンガは「女性のひろば」より